

第2章 高知市の地震・津波防災教育

1 大自然への「畏敬の念」と高知市の防災教育

「天災は忘れられたる頃来る」

寺田寅彦の言葉とも、その弟子の言葉ともいわれているこの言葉は、「自然は、私たちの日々の営みに多くの豊かさを与えてくれるが、享受される豊かさの数が多ければ多いほど、また、その恩恵に浴する時間が長ければ長いほど、自然の脅威を忘れがちであり、そのようなときに得てして自然災害が起こるものである。」ということを私たちに伝えてくれている。

土佐湾に面する長い海岸線を持つとともに、森林率84%と、有数の森林県である高知県は、産業や経済活動と自然との結び付きも強い。だからこそ、私たちは、自然の恵みやそこから得られる豊かさに感謝する一方で、自然がいったんその牙をむくと、生命や財産を脅かす存在になり得ることもまた肝に銘じなければならない。

高知市が取り組む防災教育は、大自然への「畏敬の念」を持つとともに、郷土の歴史と文化について理解を深め、豊かな自然がもたらす恩恵によって作り上げられてきた「わが郷土・わが地域」に、愛と誇りをもって取り組むことが重要であると考えている。

2 防災教育のねらい

防災教育には、防災に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、働かせることによって防災について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする側面がある。また、一方で、直面している、あるいは近い将来直面するであろう防災に関する問題を中心に提起し、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う側面がある。

防災教育は、児童生徒等の発達の段階に応じ、この2つの側面の相互の関連を図りながら計画的かつ継続的に行われるものであり、様々な危険から児童生徒等の安全を確保するために行われる安全教育の一部をなすものである。このことを踏まえ、文部科学省は、安全教育の目標に準じて防災教育のねらいを次のようにまとめている。

◇防災教育のねらい（文部科学省「『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」平成23年3月）

- ① 自然災害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する防災上の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- ② 地震、台風等に伴う危険を予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする、
- ③ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

3 高知市の地震・津波防災教育の目標

有識者会議の報告や諸調査・研究報告を踏まえた防災教育に関する国の動向等から、自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育を推進するためには、周囲の状況に応じ、自らの命を守り抜くための基盤となる基本的な「知識」に関する指導の重要性が読み取れる。

また、自らの安全を確保するための行動や日常的な備えを促すためには、「技能」的側面からの指導に取り組む必要がある。

さらに、安全で安心な社会づくりに貢献する「態度」や「意識」をはぐくむためには、自分の住む地域を見つめ直し、学校と家庭のつながりはもとより、地域との協働、関係機関との連携をもとに地域防災を考える機会を持つことは重要である。

そこで、高知市では、多岐にわたる学校安全や防災教育のカテゴリの中から、近い将来発生が予測される南海地震に備え、防災に主体的に行動するための基礎的・基本的な資質を身に付けた人材の育成を期し、次に示す目標設定のもと、学校における地震・津波防災教育を積極的に推進することとする。

◇高知市の地震・津波防災教育の目標

- 自然に対する畏敬の念を持ち、郷土愛をはぐくむとともに、地震や津波についての知識を高め、命を守ることができる思考力と判断力を身に付ける。
- 防災に主体的に行動できる技能を身に付ける。
- 家庭や地域、関係機関との連携により「共助」の心を育てるとともに、地域防災に積極的に貢献する態度を身に付ける。

4 指導上の留意点

(1) 防災教育の体系

防災教育は、防災上必要な知識、技能及び態度の総合的な教育である。

現在の学校教育においては、防災を含めた安全教育の時間数は限られており、主体的に行動する態度の育成には不十分である。そのため、各学校においては、各教科の学習の一環として位置付け、系統的に指導できる時間を充実させることなどの方策について、その必要性や内容の検討等を行う必要がある。

災害発生時に自ら危険を予測し、回避するための「主体的に行動する態度」を育成するとともに、支援者の視点から安全で安心な社会づくりに貢献する「共助」の精神を育成する防災教育をすすめるためには、教材や指導法を工夫したり、校外における体験活動を実施したり、防災関係機関の防災講座を利用したりするなど児童生徒等の興味・関心を高める指導を工夫する必要がある。

さらに、「防災教育を受けた児童生徒等が大人になって社会の中心を担い、地域の防災力を高めることで、『防災文化』の形成をめざす」、といった長期的な視点で取り組むことも重要である。

(2) 年間指導計画の立案

防災教育は、学校安全の一領域である「災害安全」に関する学習及び指導である。そのため、各学校においては、地震・津波防災教育を教育課程の各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間への位置付けとともに適切な実施に努めなければならないが、学習指導要領等では、その取扱いや留意点が示されている。

幼稚園教育要領では、「災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練などを行うこと」とされており、また、保育所保育指針では、「災害時に備えて職員その他の人達による組織づくりを行い、その役割分担などを認識する」ことの必要性が明記されている。このことから、避難訓練を反復して実施するほか、発達に応じて避難訓練の目的や意義を理解させる取組も必要となる。

また、小・中・高等学校等の学習指導要領では、総則において「学校における体育・健康に関する指導」を「発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行う」ととされている。特に「安全に関する指導」については、「食育の推進並びに体力の向上に関する指導」や「心身に健康の保持増進に関する指導」とともに、「保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努める」ことが求められている。また、これらの指導を通して、「家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践」を促すとともに、「生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮」することとされている。

さらに、特別支援教育要領等については、幼稚園教育要領における留意点や、小・中・高等学校学習指導要領の総則と同様の取扱いではあるが、「児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定する」ことが求められている。

防災教育を効果的に推進するためには、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を身に付けることを目指し、教科等の内容や特別活動等との横断的・総合的な関連付けを工夫して、各学校で作成する学校安全計画の中に位置付けることが重要であるといえる。

また、これらの指導を行う際には、各地域において受け継がれている過去の震災の教訓や、生活の知恵、工夫、生活様式等について学ぶ機会をもつなど、自然災害を恐れるだけでなく、豊かな自然の恩恵を受けながら生活を営んでいるという事実の理解を深めることで、自然の二面性についてもあわせて指導していくことが重要である。

このように、各学校において防災教育に取り組む際には、各学校の防災教育推進教員を中心に、学校や児童生徒等の実態や、保護者、地域等の実情に応じて年間指導計

画を策定し、一貫性と系統性をもった指導を展開しなければならない。

(3) 発達段階等に応じた指導

自助、共助に必要な知識を身に付け、主体的に行動する技能や態度を育成するためには、児童生徒等の発達段階に応じた学習目標を設定し、一貫した指導に取り組むことが重要である。

また、特別支援学校（学級）における障害のある児童生徒等については、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行い、教師間の連携のもと効果的な指導に努めなければならない。そのうえで、障害の状態、特性及び地域の実態等に応じて自ら危険を予測・回避する能力に加え、必要な場合には、他者に援助を求めることができるような指導に努める必要がある。

このことから、高知市では、児童生徒等の発達段階や教育上特別な支援が必要な児童生徒等の実態に応じた学習目標を定め、必要な知識、技能及び態度を身に付けるための効果的な学習に取り組むこととする。

(4) 家庭、地域、近隣の学校等及び関係機関との連携

積極的な防災教育の推進のためには、家庭、地域及び関係機関との連携が不可欠である。

家庭との連携にあたっては、参観日や PTA 行事等の際に、学校と家庭が、防災についてともに考える機会を持つなど直接的な啓発の機会を持つことも考えられるが、東日本大震災において、「学校教育において、実践的な防災教育に継続して取り組んだ結果、防災に主体的な態度を身に付けた子どもの言動によって、大人の命が救われた」という事例が報告されているように、児童生徒等が学校で学習したことがらを家庭に持ち帰り、家族で共有するなど、児童生徒等を介した間接的な啓発の機会を持つことが望まれる。また、緊急避難後の児童生徒等の引渡しや待機継続等のルールに関しては、災害発生時の通信網、交通網の遮断等の可能性を見据えてあらかじめ引渡しの判断基準等を定め、保護者への周知を図っておくことが必要である。

地域との連携については、東日本大震災において、地域住民などと日常的に連携がとれていた学校等は、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化が円滑に進んだという報告がある。また、地域における過去の災害やそこから培われてきた教訓などについて、地域の災害をよく知る住民の協力を得ながら指導していくことも効果的といえる。そのうえで、防災教育が日々の生活課題に直結した取組であり、安全へ配慮や社会貢献を目指す実践的な取組であることを考えると、立地条件が同様で、過去の災害の教訓などが共有でき、かつ、児童生徒等の日常的な生活圏内にある近隣の学校、保育所・幼稚園等との連携も必要である。とりわけ、保・幼、小、中の緊密な連携のもと、地域防災に一貫して取り組むことは、災害時の迅速かつ適切な避難行動に結び付くだけでなく、地域の「防災文化」を醸成し、地域の防災リーダーを育成する取組

にもつながるものといえ、近隣校での合同避難訓練などをとおして、避難行動等に関する共通理解を図りつつ、相互の役割を確認しておくことが必要であるが、その際、放課後児童クラブとの連携・協力体制についても考慮しておかなければならない。現在、高知市は34の小学校に66の児童クラブを開設し、約3,300人の児童を受け入れるとともに、約220人の指導員がその指導にあたっている。主に小学校の敷地周辺に設置された施設であることから、災害への対応については学校と連携・協力して進めることになると考えられるが、緊急の避難行動等に関する指導については、放課後児童クラブ独自の視点を加えることも考えなければならない。とりわけ、考慮すべきこととして、学校代休日や土曜日の開設中に災害が発生した場合の対応である。学校からの支援が得られない状況下で安全な避難行動をとるためには、日頃から学校が取り組んでいる防災教育や避難訓練に準じて、放課後児童クラブ単独での防災教育や避難訓練を実施し、場合によっては、校舎高層階への避難経路の確保等について、学校と協議することも必要である。

さらに、関係機関との連携では、避難路や避難場所の設定や点検を、都道府県や市町村の防災担当部局や研究者などの専門家の意見を参考に行うことや、校外における体験活動や関係機関が主催する防災に関する研修会等の受講など、主体的な活動を通じて児童生徒等の興味・関心を高めるといった工夫も必要である。

(5) 避難訓練や体験的活動の充実

自然災害はあらゆる状況において発生し得ることから、各学校においては、様々な状況に対応できるよう工夫を凝らした避難訓練を反復して実施することで、自ら危険を予測し回避するための「主体的に行動する態度」を育成することが重要である。

また、保護者や地域、近隣校とも連携し、状況に応じた複数の避難路や避難場所を確認のうえ、合同による避難訓練を行うことも効果的である。

加えて、災害時の支援者の視点にたち、安全で安心な社会づくりに貢献する「共助」の精神を育成する防災教育を推進するためには、行政や自主防災組織等による防災訓練等に積極的に参加し、災害発生時の対応や避難所開設・運営の仕組みについて主体的かつ体験的に学ぶ機会を持つことは有意義であるといえる。そのためには、「自分の命を大切にするとともに、他の人に命も大切にする」という、生命尊重の精神や、他者とかかわり、協働するために必要なコミュニケーション能力といった基本的な資質を身に付ける指導に、学校の教育活動全般において取り組むことが必要である。

◇高知市の地震・津波防災教育における発達段階等に応じた学習目標

○ 特別支援学校（学級）

教育上特別な支援が必要な児童生徒等については、障害の状態、発達段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

○ 高等学校

- ・地震や津波のメカニズムについて理解を深め、防災への科学的な思考力を身に付ける。
- ・災害時の状況を適切に予測し、主体的な備えができる技能を身に付ける。
- ・「共助」への理解を深め、支援者として自らすすんで行動できる態度を身に付ける。

○ 中学校

- ・地震や津波のメカニズムについて知り、生活と災害とのかかわりについて思考できる。
- ・応急手当の技能の習熟を図るとともに、「共助」への行動力を身に付ける。
- ・地域や事業所の防災体制について理解を深め、防災に主体的な態度を身に付ける。

○ 小学校高学年

- ・地震や津波の特徴について理解を深め、自分の判断で危険を回避できる。
- ・危険から身を守る技能の習熟を図るとともに、簡単な応急手当ができる。
- ・地域の防災体制を知り、協力する態度を身に付ける。

○ 小学校中学年

- ・地震や津波の基本的な特徴を理解し、危険回避の知識を身に付ける。
- ・地域の危険個所を把握し、状況に応じた判断と自主的な避難行動がとれる。
- ・自分の安全とともに、他の人の安全にも気を配ることができる。

○ 小学校低学年

- ・地震や津波について知り、避難のための知識を身に付ける。
- ・大人の指示に従うとともに、自ら判断し、適切な避難行動がとれる。
- ・生命を守るために、他者と協調する態度を身に付ける。

○ 保育所・幼稚園

- ・身近にある危険に気付くことができる。
- ・大人の指示に従って行動できる。
- ・集団としてのルールを守ることができる。